

独立行政法人国立病院機構  
平成20年度業務実績の評価結果

平成21年8月26日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1. 平成20年度業務実績について

### (1) 評価の視点

独立行政法人国立病院機構は、国立病院・療養所（国立高度専門医療センター及びハンセン病療養所を除く。）の業務を承継して平成16年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の国立病院機構の業務実績の評価は、平成16年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成16年度～20年度）の最終年度（平成20年4月～21年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成19年度までの業務実績の評価において示した課題等、さらには、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見や取組方針も踏まえ、評価を実施した。

なお、評価に当たっては、平成20事業年度監査報告書について、監事による監査状況の説明を受け、これを参考とした。

### (2) 平成20年度業務実績全般の評価

国立病院機構は、安全で質の高い医療を効率的に提供していくことが求められている。具体的には、国の医療政策を踏まえつつ患者の目線に立った適切な医療を提供する診療事業、国立病院機構のネットワークを活用した臨床研究事業、質の高い医療従事者を養成する教育研修事業等を安定的な経営基盤を確立しつつ効率的・効果的に運営していくことを目指している。

独立行政法人に移行後5年度目にあたる平成20年度においては、初年度から取り組まれた病院長の裁量・権限の拡大等を通じた業務進行状況の迅速な把握と業務改善への努力により、全体として中期目標を達成している実績となっている。

特に積極的な業務運営の効率化と収支改善に向けた取組は、中期目標に掲げる経常収支に係る目標を5期連続して達成したことに加え、これまでで最大の純利益（300億円）を計上するなど特段の実績を上げている。こうした全体としての大きな成果は、理事長の卓越したリーダーシップの下に、各病院長をはじめ職員が懸命な経営努力をした結果であり、QC活動（病院職員が自施設内の課題に応じて小グループを構成し、業務の質の向上を目指して取り組む自主的活動）などに代表される職員の意識改革がもたらしたものと高く評価する。また、平成20年度においては、セカンドオピニオンの専門窓口の設置病院の増加や医療ソーシャルワーカー（以下、「MSW」（Medical Social Worker）という）の大幅な増員及びインフォームド・コンセントの一層の推進、個別診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について全病院で全患者に発行することを方針決定するなど患者の目線に立った医療及び質の高い医療の提供について着実に実績を上げている。

さらに、国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究活動や根拠に基づく医療（以下、「EBM」（Evidence-based Medicine）という）の推進に向けた取組が順調に進捗しているほか、質の高い治療の推進に向けた取組も大いに実績を上げている。

今後とも、患者の目線に立った良質な医療と健全な経営とのバランスがとれた一層の取

組を期待したい。

また、平成19年12月に策定された「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、内部統制強化等に適切に取り組むとともに、国立病院機構の契約に関しても、「随意契約見直し計画」に沿った取組を実施し、件数、金額とも着実に改善しており、独立行政法人としてより透明性と競争性の高い契約の実施に取り組んでいる。

これらのことを踏まえると、中期目標の最終年度に当たる平成20年度の業務実績については、全体として国立病院機構の設立目的に沿って適正に業務を実施したと評価できるものである。今後とも医療政策における国立病院機構の役割等も踏まえ、全国145病院のネットワークを活用し、積極的に我が国における医療の向上に貢献してゆく姿勢を期待したい。

中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

## 2. 具体的な評価内容

### (1) 診療事業

#### ① 患者の目線に立った医療の提供

初年度より実施している患者満足度調査については、総合評価をはじめ主要な項目で、中期計画の目標である平成16年度平均値を上回る満足度が得られており、着実に患者満足度の向上が図られていることは評価する。

セカンドオピニオン制度については、窓口を設置している病院数が更に増加し129病院（平成15年度7病院）と充実が図られているが、情報提供件数の更なる増加についても努めてもらいたい。

インフォームド・コンセント推進について、医療相談窓口を全ての病院に設置する他、積極的なクリティカルパスの活用に伴うわかりやすい治療方針・治療経過の説明やMSWの増員等がこれまで以上に進み、患者の相談に応じ解決の支援を行うなど更なる充実が図られている。また、平成21年3月には「インフォームド・コンセントの更なる向上のために」を策定しており、今後のインフォームド・コンセントのなお一層の推進に期待したい。

さらに、国立病院機構では、全ての病院において患者の求めに応じ「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」を発行しており、平成20年度においても着実にその発行枚数が増加している。

これらの取組は、患者自身が医療の内容を理解し、治療の選択を自己決定できることに資する取組であり評価する。

この他、院内助産所や助産師外来の開設、土日外来の実施など、地域や患者、家族のニーズに合った先進的な取組を着実に進めていること、患者の不満要因である待ち時間について様々な対策に取り組んでいることを評価する。今後もこのような創意工夫をこらした様々な取組を期待する。

#### ② 患者が安心できる医療の提供

医療倫理の確立については、相談窓口の個室化等患者プライバシーへの配慮、適切

なカルテ開示による診療情報の提供、医療事故公表基準の運用による病院運営の透明性の促進などが行われた。また、平成19年度までに全ての病院に倫理審査委員会、治験審査委員会を設置し、倫理審査委員会においては、引き続き審議内容のホームページ公開に取り組んでいる。

医療安全対策については、「転倒・転落防止事故プロジェクト」の運用開始や「長期療養患者が使用する人工呼吸器の取扱い手順書」を策定するとともに、報告された事象事例等から作成した「医療安全白書」、「警鐘的事例」などは、各病院の医療安全対策を推進する上で評価できる取組である。また、過年度より取り組んできた人工呼吸器の機種や使用医薬品の標準化も着実に進展している。

これらの取組は、国立病院機構内部はもとより我が国全体の医療倫理、医療安全対策の向上への貢献も期待される所であり、患者が安心できる医療の提供に資するものとして評価する。

なお、救急患者受入数及び小児救急患者の受入数については、目標値を達成することができなかったものの、これらは地域の救急医療体制が整備される中、救急患者数全体が減少し、また安易に救急車を利用することも減少していることなどの理由が考えられるが、国立病院機構における救急患者に占める入院患者の割合は上昇していることから、より重篤な患者を受け入れるという国立病院機構に期待されている役割は着実に果たしていると言えよう。

また、自治体等が運営する休日・夜間の小児急患センターへの医師派遣やドクターヘリ、防災ヘリによる患者搬送時の医師同乗や搬送患者の受け入れなど、地域の救急医療体制への協力も評価する。全国的に医師の確保等が困難な環境にはあるが、今後とも地域における救急医療体制の充実に合わせて、国立病院機構に期待される役割に沿った更なる充実を期待したい。

### ③ 質の高い医療の提供

クリティカルパスについては、作成数、実施件数ともに初年度より着実に増加し中期目標に掲げる目標数を大幅に達成していることに加え、平成20年度においては、平成19年度より実施している代表的疾患に関する各病院毎のクリティカルパスの内容のばらつきに係る分析・検討を4疾患から8疾患に拡大しており、このことはパスの標準化とともに良質かつ患者にとってわかりやすい医療の標準化への取組として高く評価する。

また、病院から在宅医療まで一貫した地域連携による医療を実践するため、地域連携クリティカルパスについても取り組んでおり、これにより地域医療機関との連携について一層の強化・推進が図られ、紹介率・逆紹介率の向上及び高額医療機器の共同利用数の増となっていると認められ、それぞれ中期計画に掲げる目標値を達成していると言える。

その他、都道府県医療対策協議会等への参加、助産所の嘱託医療機関としての協力、政府の緊急臨時的医師派遣システム等への協力等、地域医療に貢献するための各般にわたる努力を高く評価する。

E BM推進に向けた取組は、臨床評価指標の開発、E BM普及のための研修会の実

施、多施設共同臨床研究、電子ジャーナルの配信など、各般にわたり努力しており、国立病院機構のネットワークを活用した取組や成果としても評価する。

なお、これらは医療の標準化に資する取組でもあり、このような活動については、ホームページによる公開だけでなく積極的に学会やメディアを通じて情報発信していくことも重要である。

重症心身障害児（者）等の長期療養者のQOLの向上については、療養介助員等の増員による日常生活のケアに関する介助サービス提供体制の強化や、人工呼吸器による医療事故防止の観点から人工呼吸器の機種標準化の推進とその手順書の作成など、その取組を高く評価する。

国立病院機構の本来目的の一つである政策医療の提供については、結核や精神医療をはじめ適切に実施されているが、とりわけ、心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関については、都道府県の病床整備が遅々として進まない中、全437床中349床（平成21年4月現在）と約8割を占めるなど、職員の確保等様々な課題を乗り越え国の政策に大きく貢献していることを高く評価する。

さらに、平成20年11月には、新型インフルエンザが発生した際に各病院が適切に対応できるよう、新型インフルエンザ対応指針の検討を行い、本年4月の新型インフルエンザ発生の際に役立てるなどその取組を評価する。

## （2）臨床研究事業

E BM推進のためのエビデンスづくりについては、大規模臨床研究が順調に進展している。平成16年度及び17年度に開始した9課題については、患者登録が終了し、一部については成果の発表が行われた。今後、他の課題についても具体的成果の情報発信を大いに期待する。

高度先端医療技術については、「高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術」など7項目について実施するとともに、「抗原賦活化方法」など30件の特許等の出願を行った。

質の高い治験の推進については、文部科学省及び厚生労働省が策定した「新たな治験活性化5カ年計画」において、中核病院や拠点医療機関として本部及び5病院が選定されるなど大学と並び治験実施活動度の高い施設として認定を受けるなどの成果を上げている。

また、治験審査の効率化、迅速化を図る中央治験審査委員会（NHOCRB）の設置や、CRC（治験コーディネーター）配置病院の増加など治験実施体制の整備等に特段の努力を行い、中期目標に掲げる治験実施症例数に係る目標値を大幅に上回る成果をあげている。さらには治験に係る受託研究費も着実に増加している。

この他、国立病院機構のネットワークを活用することで、新型インフルエンザワクチン（H5N1）の安全性・有効性を大規模かつ迅速に検証し、政府の新型インフルエンザ対策に大きく貢献した。

これらの国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究や治験の推進は、我が国の医療の向上への貢献が期待される分野であり、国立病院機構のこれまでの実績を高く評価するとともに、今後とも積極的、継続的な取組を望みたい。

### (3) 教育研修事業

国立病院機構においては、医師の臨床研修、看護師等養成などに積極的に取り組んでいることが認められる。

医師のキャリアパス制度については、初期臨床研修修了後の専門領域の研修制度としての後期臨床研修制度（専修医制度）の先進的な取組を評価する。また、本制度をより良いものとするために、専修医修了者等を対象としたアンケートを実施するなど今後の医師のキャリアパス制度の確立に向けた取組に期待する。一方で、レジデント（いわゆる後期臨床研修医）の受入数の減少に対しては、国立病院機構独自の「専修医」制度との関係や、昨今の大学医学部（医局）を取り巻く状況変化が影響しているものと考えられるが、キャリアパスの構築を行い、より魅力的な研修体制とする必要がある。

看護師のキャリアパス制度については、引き続き全病院統一の研修ガイドラインの運用をはじめ、専任の教育担当看護師長の配置や研究休職制度など様々な施策を講じており充実ぶりがうかがえ、今後の臨床現場における成果に期待したい。

また、附属看護学校においては、平成19年度より政策医療全般の内容を盛り込んだ新たなカリキュラムによる授業を引き続き実施するとともに、地域社会に貢献するため全学校で地域住民等を対象とした公開講座の実施、さらには医療と一体となった高等看護教育の実施など看護教育の変化が求められる中で、「東京医療保健大学 国立病院機構校」を平成22年4月に開設する予定としており、国立病院機構が担う医療に対する使命感を育む教育にも力を入れていることが認められる。

### (4) 災害等における活動

災害等における活動については、計画どおりに研修を実施しているほか、国際緊急援助を含む災害援助に積極的に参加していることは評価するが、一層の進展を期待する。

岩手・宮城内陸地震時には3病院から直ちに医療班を現地に派遣し、さらには中国西部大地震やミャンマー連邦におけるサイクロン被害に対する政府の国際緊急援助隊医療チームに参加し救援活動を行っている。災害時における活動や災害に備えた人材育成は国立病院機構にとって極めて重要な業務のひとつであり、今後も一層の貢献を期待したい。

### (5) 効率的な業務運営体制の確立

本部・ブロック組織の役割分担の明確化、管理体制の再編成については、中期計画に沿って平成16年度に組織体制が整備され役割分担が明確化された後、本部、ブロック組織のそれぞれにおいて効率的な組織運営に努めている。内部監査の充実や、経営改善計画（再生プラン）策定における支援など、本部職員の貢献も評価する。

弾力的な組織の構築については、各病院の地域事情や特性を考慮した各部門の見直しが行われ、特定の課題を担う副院長複数制についても、平成20年度は新たに4病院において設置し、病院経営、地域医療連携、看護師確保、再編成等の特命事項に取り組んでいる。

人員配置の見直しについては、業務量の変化に応じ非常勤職員やアウトソーシングを活用するほか、上位の施設基準取得による収支改善も視野に入れた職員の配置も適切に行われており評価する。技能職の削減については、計画を上回る実績を上げているが、不補充後に業務の質が低下しないよう配慮も求めたい。

全職員への業績評価制度については、平成20年度から本格導入している。国に先行した取組を評価するとともに、各自の目標設定において、評価する側とされる側の間で認識の乖離が生じないように配慮することも重要であり、職員のモチベーションの向上や組織の活性化に繋がる制度運用を期待し見守りたい。

また、効率的な運営を図るため、「まつもと医療センター」における2病院組織一元化、さらに、患者の減少及び収支が極めて悪化し収支改善が見込めなかった南横浜病院については、平成20年12月に廃止を実施し、これに伴う結核患者は神奈川病院に患者へ十分な説明を行いながら円滑に転院している。

## (6) 業務運営の見直しや効率化による収支改善

### ① 業務運営コストの節減等

本部で実施している医薬品の共同入札、一部のブロック管内での医療用消耗品等の共同入札並びに大型医療機器の共同入札等、機構のスケールメリットを活かした取組を進めている。また、医薬品や診療材料の在庫の適正化にも一層努力し、材料費率の抑制に効果が現れている。

業務委託については、検査部門や給食業務におけるアウトソーシングの推進や、外部委託契約金額の病院間比較による分析を行うなど費用の削減に努めている。

さらに、建築コストについても、主要建築資材が上昇する中で、平成19年度と同水準に抑制し費用の削減に努めている。

こうした各方面での努力が、(7)に記すような大きな収支改善に繋がっているものであり、コスト節減については全体として評価する。

一般管理費の節減についても、目標として15%減のところ37.7%減と中期目標を大きく上回ったことは評価する。

なお、国立病院機構の契約に関しては、随意契約から一般競争入札への移行など、より適正な方向への取組が行われているものの、依然、その競争性や公正性に対し厳しい目が向けられている。平成19年12月に策定・公表した「随意契約見直し計画」の着実な実施を望むとともに、国会等で指摘されている一般競争入札における高い落札率についても、改善すべきことは改善しているところではあるが、今後ともさらに厳正かつ適切な取組を望みたい。

### ② 医療資源の有効活用

医療機器については、積極的な広報活動による他の医療機関との共同利用の促進や、稼働実績の高い病院の取組を情報共有する等の努力により、その共同利用数、稼働総数が増加しており、それぞれ目標値を大幅に上回ったことは高く評価できる。なお、こうした医療機器の整備等については、新たな借入を行わずに自己資金の積極的活用等で必要な整備量を確保していることも評価に値する。

病床稼働については、結核患者の新退院基準の実施や医療内容の高度化等の退院促進による平均在院日数の短縮化により非効率となった病床等を整理・集約することで、効率化が図られている。また、これにより、人材の効率的な配置による上位基準の取得等にも繋がり、人的物的資源の有効活用として高く評価する。

### ③ 診療事業以外の事業に係る費用の削減等

臨床研究事業においては、各病院における臨床研究部の設置など基盤整備を進め、外部競争的資金や受託研究費の獲得に努めており評価する。

教育研修事業においては、授業料等の改定と効率的な運営により収支率の改善を図り、64.4%（対平成15年度比37.0ポイント増）と中期計画目標を達成したことを評価する。

### ④ 財務会計システムの導入等IT化の推進及び業務・システム最適化

財務会計システムの活用と改善等を通じて、各病院等において会計処理の迅速化や精度の向上に取り組んでいるが、これらは、各病院で毎月開催される評価会での経営状況の把握・分析等の精度を向上させ、結果として適切な経営改善に繋がるものであり評価する。

医事会計システムについては、平成20年度中に実施した34病院の共同入札により、現導入費用と比較し、約12億円の削減効果（削減率56%）を達成し、現状のIT投資額の削減及び機構のシステム価格の平準化を達成したことは評価できる。

また、全ての病院に共通する機能を網羅した標準仕様書を作成し、これを公開することで、国立病院機構の共通インフラとして整備したことも高く評価する。

独立行政法人国立病院機構総合情報ネットワークシステム（HOSPnet）の診療情報データベース及び同分析システムが平成21年4月から新たに稼働し、データベースを構築したことは、国立病院機構のネットワークを利用した調査研究機能強化のため平成22年度を目途に設置を検討している総合研究センター（仮称）の基盤整備として高く評価するとともに、今後の総合研究センター（仮称）の設置に向けた取組を着実に推進することを期待する。

レセプトオンライン請求については、厚生労働省令で定める期限よりも前倒しして対応するなど積極的な取組が認められ評価できる。

業務・システム最適化については、平成19年度に策定した「独立行政法人国立病院機構総合情報ネットワークシステム（HOSPnet）における業務・システム最適化計画」に基づき、システム構成の見直しや競争入札・分離調達を行うなど調達方式の見直しを行い、業務の効率化・合理化を図るとともにシステムコストの大幅な削減を実現し、最適化を着実に実施していることは評価できる。

## （7）経営の改善

平均在院日数の短縮や地域連携による診療報酬にかかる上位基準の取得等により、経常収支率105.1%、経常利益300億円と5期連続の黒字であるとともに、5年間累積で経常収支率は102.2%となり、中期目標を達成した。

こうした結果は、本部の経営指導もさることながら各病院長をはじめ全職員が懸命な努力をした結果であると高く評価する。

個別病院毎に視点を向けても、平成19年度末に策定した経営改善計画（再生プラン）に基づき、58病院中31病院の経常収支が平成20年度計画を達成するなど、これらの取組により、平成16年度では76病院の赤字病院数（再編成施設を除く）が41病院ま



で減少し、赤字額についても258億円から112億円と大幅に改善されたことを評価する。

医業未収金の解消についても、各病院に適したマニュアルの作成、医業未収金の発生防止、民間業者のノウハウの活用等の導入などに取り組んでいることは評価するが、医業未収金の解消に向けた継続的な努力を期待する。

#### (8) 固定負債割合の改善

国立病院機構発足時に承継した国時代の膨大な負債(約7,600億円)と老朽化した病院を数多く抱えながらの経営の中で、建築単価の見直しをはじめとした様々な経営努力により、病院の機能維持に必要な整備を行いつつ、毎年着実に固定負債を減少させ、5年間で21.5%の減少を達成したことは高く評価する。

また、約定どおり償還を確実に行うとともに、平成19年度から引き続き行った繰上償還についても、将来の債務負担軽減の観点に立った積極的な取組として高く評価する。

#### (9) その他の業務運営等に関する事項

人事に関する計画に関して、先に記した療養介助員の増員のほか、技能職の削減については計画を上回って進展している。

医師確保対策については、救急呼出待機手当等の給与面での処遇改善や、子育てをする女性医師の職場環境整備や復職支援を目的とした「女性医師支援モデル事業」の実施、平成18年度に創設したシニアフロンティア制度(定年退職予定者が引き続き在職できる制度)など様々な取組を評価する。

看護師確保対策については、先に記したような、より魅力的なキャリアパス制度の構築や附属看護学校におけるカリキュラム改訂等により人材の確保、育成に取り組んでおり、今後とも質の高い人材の確保、育成に継続的な努力を望みたい。

なお、総人件費改革等への対応については、技能職の退職後不補充、非効率病棟の職員配置数の適正化等による削減の取組を評価する。一方で、人件費抑制の観点も重要であるが、人員配置の必要性という点では、国立病院機構には、国民に対する安全で質の高い医療の確実な提供と国の医療政策への貢献という課せられた使命があり、その遂行のためには、医師、看護師をはじめとした有能な人材の確保と育成は欠くことができないものである。医療現場における過酷な労働実態の緩和や急性期医療における安全・質の向上が一層求められる中、今後とも、安定した経営基盤のもとに国民に対する適切な医療の提供が行えるよう、業務運営体制の効率化に努めた上で、土台となる人材の確保、育成に努めてもらいたい。

障害者雇用については、業務の委託範囲や業務分担の見直し等により法定雇用率を達成している努力を評価する。

#### (10) 「独立行政法人整理合理化計画」、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会)等への対応について

### ① 財務状況について

平均在院日数の短縮や地域連携による診療報酬にかかる上位基準の取得等により、経常収支率105.1%、経常利益300億円と過去最高の利益を計上したことを高く評価する。また、平成20年度の利益剰余金について、積立金として整理の上、次期中期目標期間へ繰り越したことは妥当である。

### ② 保有資産の運用・管理等について

平成20年度は、廃止した看護師等養成所や建て替えのため使用しない病棟等について減損を認識し、これらについては今後病棟・宿舍等の建て替えに有効活用するほか、病院機能との相乗効果が図られる貸付等により有効活用を行うこととしており、保有資産の有効活用として評価できる。

### ③ 人件費管理について

病院医師について国家公務員の給与水準を上回っているが、民間医療機関とはまだなお相当な開きがある。医師確保が切実な問題となっている昨今において、他の医療機関と遜色ない給与水準に近づけることは必要な措置であると考え。勿論、医療職種モチベーションが金銭面だけではないことは自明であり、勤務体制や環境整備はもとより魅力ある病院づくりも重要な課題である。

また、総人件費改革の取組として、技能職の退職不補充、非効率病棟の整理・集約、事務職の削減等、給与カーブの変更・調整額の廃止などを行い、平成18年度以降平成20年度までの削減額164億円(5.41%)については高く評価する。

他方、増額は240億円あり、総人件費改革の基準値である平成17年度の人件費と比すると76億円増となり、行革推進法等による削減率を達成していないものの、人件費率と委託費率を併せた率(対医業収益)57%は、平成17年度決算(57.8%)に比べて0.8ポイント低下しており、人件費増を上回る自己収入を得ている。また、これらは他の設置主体では代替困難な医療観察法等に基づく医療体制の整備、地域医療計画を踏まえた救急医療など政策医療推進のための対応や医師不足解消に向けた取組によるものであり、国立病院機構の役割を果たしていくためには必要な措置と認められる。

今後とも適正な人件費管理を行っていくことはもとより必要であるが、医療現場を巡る昨今の厳しい状況の中で、患者の目線に立った良質な医療を提供し、国立病院機構に求められる役割を着実に果たしていくためには引き続き医師、看護師等の人材確保が必要であることを考えると、医療現場に対し総人件費改革を一律に適用することの是非を考える時期に来ているのではないかと思われる。

福利厚生費の見直しにより、レクリエーション経費については独立行政法人の事務・事業の効率性及び国民の信頼確保の観点から、当機構においても病院からの支出を行わないこととしているが、他方、多職種間でのチーム医療の推進の観点から、経費支出の有無にかかわらず引き続きレクリエーションを含め多職種間のコミュニケーションが図られるよう期待する。

#### ④ 契約について

平成18年8月に会計規程を改正し、原則、一般競争入札とすることとともに、「随意契約見直し計画」について、平成20年7月に平成19年度実績をホームページに公表した。また、平成20年度には原則一般競争入札であることを改めて周知するとともに、監事と連携した抜打監査を実施し、これらの取組により、平成20年度の競争性のない随意契約の契約に占める割合は、平成19年度に対し、件数で8.0ポイント、金額で9.2ポイント減少するなど着実に改善されており、今後ともより透明性と競争性の高い、厳正かつ適切な実施に期待する。

#### ⑤ 内部統制について

国立病院機構においては、これまでも、業務の適正化等を目的とした内部監査の実施やコンプライアンス推進規程の制定など、内部統制の充実に取り組んでおり、平成20年度においては、監事の1人を常勤化するとともに、平成21年4月には内部統制・ガバナンス強化の観点から本部に業務監査室を設置したことを評価する。今後においても、職員研修の実施等による周知徹底とともに、内部監査や抜打監査の実施など、一層の内部統制強化に向けた取組を望みたい。

#### ⑥ 業務改善のための役員等のインセンティブ等について

国立病院機構では、毎年実施している患者満足度調査において、個々の病院に対する評価、ニーズを把握しており、それらを踏まえ、病院全体又は各職場単位で改善活動を行うことや、経常収支が前年度実績を上回る収支相償病院に年度末賞与を支給するなど、業務改善に対するインセンティブを働かせるよう努めており、これを高く評価するとともに、今後の更なる取組に期待する。